運賃協議分科会の設置について

1 経緯・目的

- · 交通会議第20回本会議(R5.12.22)にて、乗合バスの協議運賃に関する報告を行った(※)
- ・ 今回、運賃協議分科会の設置、交通会議規約の改正について審議していただく

(※) 主な報告内容

道路運送法改正に伴い、従来、交通会議にて協議された協議運賃について、独禁法上のカルテルに あたらぬよう、別の協議会を設置して協議することとなった(法第9条第4項)

【参考】乗合バスの運賃制度

	概要	想定される路線(例)
上限運賃	運賃の上限額を定める	路線バス
実施運賃	上限運賃の範囲内で定める	路線バス
協議運賃	交通会議で定める	市自主運行バス ・ 両河内線 (宍原系統) ・ ゆいばす ・ 由比・蒲原病院線
軽微運賃	国土交通省令で定める	高速バス

【参考】今後のイメージ (別紙1-1のとおり)

2 運賃協議分科会(案)

(1) 所掌事務

・ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃の協議に関すること

(2)委員構成

法第9条第4項に掲げる構成員	運賃協議分科会	
一 当該路線等をその区域に含む市町村	· 静岡市 都市局都市計画部	
	交通政策・MaaS 担当部長	
二 当該運賃等を定めようとする一般乗合	・ 当該運賃等を定めようとする	
旅客自動車運送事業者	一般乗合旅客自動車運送事業者	
三 当該路線等を管轄する地方運輸局長	· 国土交通省中部運輸局 静岡運輸支局	
	首席運輸企画専門官	
四 第一号に規定する市町村の長が関係住	· 静岡市葵区自治会連合会 会長	
民の意見を代表する者として指名する者	· 静岡市駿河区自治会連合会 会長	
	· 静岡市清水区自治会連合会 会長	

(3)交通会議と運賃協議分科会における協議の順序

- ① 交 通 会 議:運賃以外に関する運行内容を協議
- ② 運賃協議分科会:当運行内容に関する運賃を協議 ※運賃協議分科会の協議時期については、交通会議の終了後(同一日)を想定

(4) 交通会議との関係性

・ 運賃協議分科会は、分科会における協議結果を交通会議へ報告する

(5) 運賃協議分科会設置要綱(案)

· 別紙1-2 要綱(案)

3 交通会議規約の改正

(1)目的

- ア 運賃の協議について、交通会議ではなく運賃協議分科会にて実施するため
- イ 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の略称を変更するため

(2) 改正内容

- ア 規約第3条(1)から、運賃の協議に関する記載を削除し、新たに運賃協議分科会に関する条項を 追加する
- イ 規約第2条における「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の略称について、活性化再生 法から地域交通法へ変更する

(3)交通会議規約(案)

- · 別紙1-3 新旧対照表
- · 別紙1-4 規約(案)

【参考】道路運送法

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条

 $(1 \sim 3 省略)$

- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、<u>次に掲げる者を構成員とする協議会において、</u>地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域(以下この項において「路線等」という。)に係る<u>運賃等について協議が調つたときは、</u>第一項及び前項の規定にかかわらず、当該<u>協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。</u>当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。
 - 一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県
 - 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
 - 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者 として指名する者
- 5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、<u>あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用</u> 者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。 (以下省略)

改正

(構成員) ※1

玉

会B 社バ

市

学識者

会C 社バ 会 社 ス (構成員)

玉

会B 社バ 学識者

会C 社バ

運

行

開

始

ま

た

は

変更

等

会D 社バス

静岡市地域公共交通会議

【協議事項】

- ・乗合旅客運送の運行計画に関すること
- ・乗合旅客運送の協議運賃に関すること
- ・交通空白地有償運送の運行計画に関すること
- ・交通空白地有償運送の運賃に関すること
- ・地域公共交通計画の作成、事業の実施に関すること
- ・交通会議の運営に関すること etc. ※1:運賃協議の審議に複数のバス事業 をが参画していることが独禁法に抵触

【改正内容】

- ・地域公共交通会議内に運賃協議分科会を設置
- ・運賃協議分科会の協議項目は、<u>協議運賃に関することとして、地域公共交通会議とは別会議で開催することを規定</u>

静岡市地域公共交通会議

【協議事項】

- ・乗合旅客運送の運行計画に関すること
- ・交通空白地有償運送の運行計画に関すること
- ・交通空白地有償運送の運賃に関すること
- ・地域公共交通計画の作成、事業の実施に関すること
- ・交通会議の運営に関すること etc.

運賃協議分科会

【協議事項】

(構成員)

市国(代集)(会社)

・乗合旅客運送の協議運賃に関すること

今後の流れ 今までの流れ 乗合旅客運 地 許 地域公共交通会議 での協議 または、計画変更乗合旅客運送の新規計 許 域 可 運 可 公共 行 申 両 申 請 開 の事項※2 会 請 交通 始 ※2:協議運賃の改定のみの場合は開催しない 計送 運 ま 0 運輸支局 計画変更での新規は 輸支局等) 会 た 会議の 許可証 許可証 承 議 の交付 の交付 は 承認 認 変更 で 0 等 ※3:協議運賃を設定する場合に限る 等 協 画

【補足事項】運賃協議分科会の審議事項は「協議運賃」に限るため、「上限運賃」等他の運賃制度に関する事項は従前どおり地域公共交通会議の対象外

運賃協議分科会設置要綱 (案)

(目的)

第1条 運賃協議分科会(以下「分科会」という。)は、静岡市地域公共交通会議規約第10条第 1項の規定に基づき、道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項に規定される、地域 における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又 は営業区域に係る運賃等について協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 分科会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。
- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃の協議に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的の達成のために分科会が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 分科会は、別表に掲げる者を委員として組織する。なお、組織改正等による名称等の 変更については、分科会の議事とせず、更新することができる。

(会長)

- 第4条 分科会に会長を置く。
- 2 会長は、静岡市都市局都市計画部交通政策・MaaS担当部長が務める。
- 3 会長は、分科会の会務を総理し、分科会を代表する。
- 4 会長は、分科会の会議の議長となる。

(事務局)

- 第5条 分科会の庶務を処理するため、静岡市都市局都市計画部交通政策課に事務局を置く。 (雑則)
- 第6条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が分科会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和6年3月14日から施行する。

別表(第3条関係)

静岡市 都市局都市計画部交通政策・MaaS担当部長	
当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	
国土交通省中部運輸局 静岡運輸支局首席運輸企画専門官	
静岡市葵区自治会連合会 会長	
静岡市駿河区自治会連合会 会長	
静岡市清水区自治会連合会 会長	

静岡市地域公共交通会議規約 新旧対照表

lf .	備考
(目的)	
第2条 (略) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19	○地域公共交通の活性化
年法律第59号。以下「 <u>活性化再生法</u> 」という。)第6条第1項の規定	及び再生に関する法律の
に基づき、 <u>活性化再生法</u> 第5条の地域公共交通計画の作成及び実施	一部改正に伴い (R5.4)、
に関し必要となる事項を協議し、地域公共交通計画に基づく事業の	略称変更があったため
実施に必要な事務を行うことを目的とする。	
(所掌事務)	
第3条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を	○道路運送法第9条第4
行う。	項改正に伴い (R5.10)、
(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様 <mark>及び運賃の協</mark>	運賃協議分科会での協議
<u>議</u> に関すること。	とするため
(2) ~ (6) (略)	
	○運賃協議分科会を設置
	するため
	第2条 (略) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。)第6条第1項の規定に基づき、活性化再生法第5条の地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要となる事項を協議し、地域公共交通計画に基づく事業の実施に必要な事務を行うことを目的とする。 (所掌事務) 第3条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。 (1)地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃の協議に関すること。 (2)~(6) (略)

(会議録の調製)	(会議録の調製)	○運賃協議分科会第 10 条
<u>第11条</u> (略)	<u>第10条</u> (略)	の新設に伴い、条を繰り
		下げるため
(事務局)	(事務局)	○上記同様による
<u>第12条</u> (略)	<u>第11条</u> (略)	
(雑則)	(雑則)	○上記同様による
<u>第13条</u> (略)	<u>第12条</u> (略)	

静岡市地域公共交通会議規約(案)

(名称)

第1条 この会議は、静岡市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)と称する。 (目的)

第2条 交通会議は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議し、及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域交通法第5条の地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要となる事項を協議し、地域公共交通計画に基づく事業の実施に必要な事務を行うことを目的とする。

(所掌事務)

- 第3条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。
- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関すること。
- (2) 交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の作成、実施及び変更の協議に関すること。
- (4) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (5) 交通会議の運営方法に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的の達成のために交通会議が必要と認める事項 (組織)
- 第4条 交通会議は、別表1並びに別表2に掲げる者及び別表3に掲げる組織を代表する者を 委員として組織する。なお、組織改正等による名称等の変更については、交通会議の議事と せず、更新することができる。

(役員)

- 第5条 交通会議に、次の役員を置く。
- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人
- 2 会長、副会長及び監事は、委員の互選によりこれを定める。ただし、会長、副会長及び監事は兼任することができない。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、役員が欠けたことにより選任された役員の任期は、前 任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員の職務)

- 第6条 会長は、交通会議の会務を総理し、交通会議を代表する。
- 2 会長は、交通会議の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を 代理する。
- 4 監事は、交通会議の会計を監査し、その結果を交通会議に報告する。 (委員の任期)
- 第7条 別表1に掲げる委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第8条 会議は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、 あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告し、会長の承認を受けることにより、その代理の 者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 交通会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明 を聴くことができる。
- 6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合については、非公開で行うことができる。

(幹事会)

- 第9条 第3条各号に掲げる所掌事務について、必要な調査及び研究をさせるため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。 (運賃協議分科会)
- 第10条 道路運送法第9条第4項に基づき、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃を 協議するため、運賃協議分科会を置く。
- 2 第8条及び第11条の規定は、運賃協議分科会の会議に準用する。
- 3 運賃協議分科会の組織、運営その他必要な事項は、運賃協議分科会会長が運賃協議分科会

に諮って定める。

(会議録の調製)

- 第11条 会議の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しなければならない。
- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 会議録署名人の選任に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項
- 2 会議録には、議長のほか、会議に出席した委員のうちから、当該会議において選任された 議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。
- 3 会議録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、第8条6項ただし書の規定により会議が非公開とされた場合において、会議終了後も会議録及び会議資料を公開することにより交通会議の活動に支障が生ずると認められる場合は、その理由を明らかにして、非公開とすることができる。

(事務局)

- 第12条 交通会議の庶務を処理するため、静岡市都市局都市計画部交通政策課に事務局を置く。 (雑則)
- 第13条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議 に諮って定める。

附則

この規約は、平成28年7月25日から施行する。

附則

この規約は、平成29年12月18日から施行する。

附則

この規約は、平成30年12月17日から施行する。

附則

この規約は、令和元年8月6日から施行する。

附則

この規約は、令和2年12月21日から施行する。

附則

この規約は、令和3年11月26日から施行する。

附則

この規約は、令和3年12月21日から施行する。

附則

この規約は、令和4年2月18日から施行する。

附則

この規約は、令和4年9月14日から施行する。

附則

この規約は、令和5年9月11日から施行する。

附則

この規約は、令和6年3月14日から施行する。

別表1 (第4条、第7条関係)

学識経験者

静岡文化芸術大学 名誉教授 川口宗敏

埼玉大学大学院理工学研究科 教授 久保田尚

静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科 教授 岸昭雄

別表2 (第4条関係)

自治会・行政機関

静岡市葵区自治会連合会 会長

静岡市駿河区自治会連合会 会長

静岡市清水区自治会連合会 会長

静岡中央警察署 交通課長

静岡南警察署 交通課長

清水警察署 交通課長

国土交通省中部運輸局 静岡運輸支局首席運輸企画専門官

国土交通省中部地方整備局 静岡国道事務所計画課長

静岡県 交通基盤部都市局地域交通課長

静岡県 交通基盤部清水港管理局企画整備課長代理

静岡市 建設局道路部長

静岡市 都市局都市計画部交通政策·MaaS担当部長

別表3 (第4条関係)

組織
一般社団法人静岡県バス協会
しずてつジャストライン株式会社
山梨交通株式会社
信興バス株式会社
日本平自動車株式会社
商業組合静岡県タクシー協会静岡支部
商業組合静岡県タクシー協会清水支部
静岡鉄道株式会社
富士山清水港クルーズ株式会社
ジャストライン労働組合
一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー